第1部総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる地域社会の形成を目的とし、平 成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました※。

北秋田市においては、旧鷹巣町、旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町がそれぞれ策定した「次世代育成支援行動計画(前期計画)」を引継ぎ、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、総合的な子育て支援を行ってきましたが、その間も、社会・経済の情勢や子どもを取り巻く環境は変化してきました。待機児童の増加、子どもの貧困、児童虐待など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の変化とそれが及ぼす影響は大きな社会問題となっています。

そうした中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を図るとともに、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。

北秋田市では、次世代育成推進対策法に基づく「北秋田市次世代育成後期行動計画」に掲げる施策を引き続き推進するとともに、新法に基づき、「北秋田市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成27年度からスタートする「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(※「次世代育成支援対策推進法」は平成37年3月31日まで10年間延長されました。)

2 計画の性格

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(以下「基本指針」という。)を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、秋田県が策定する「秋田県子ども・子育て支援事業計画」や「北秋田市保育園等整備計画」など、関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期とします。(新法において5年間と定められています)

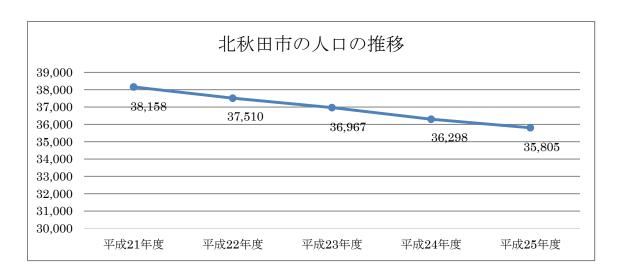
なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、本計画の 達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

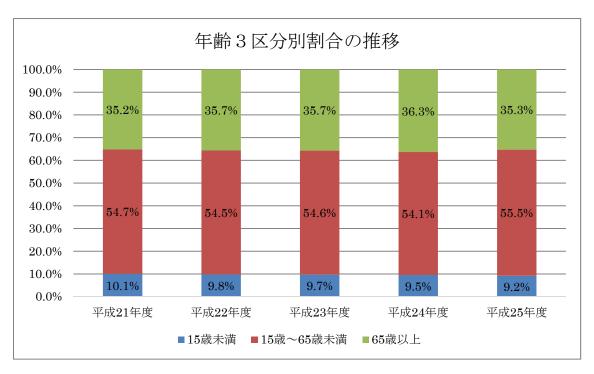
第2章 北秋田市の少子化の動向と子育ての状況

1 少子化の動向

(1)人口の推移

総人口は、減少傾向が続いており、平成26年4月現在は35,177人となっています。 また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の人口比率については減少傾向にあり、平成26年では8.3%となり、少子化が急速に進行しています。





※ 北秋田市の住民基本台帳に基づくデータ(4月1日現在)

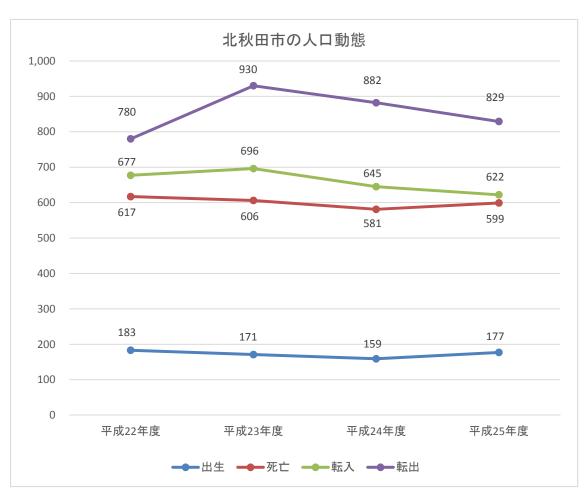
(2) 自然動態と社会動態

①出生数と出生率の動向

平成20~24年人口動態保健所・市区町村別統計によると、北秋田市の合計特殊出生率は1.48で、秋田県の1.36、全国の1.38を上回っていますが、出生数は死亡者数のおよそ1/3程であり、人口減少の要因となっています。

②転入・転出による増減

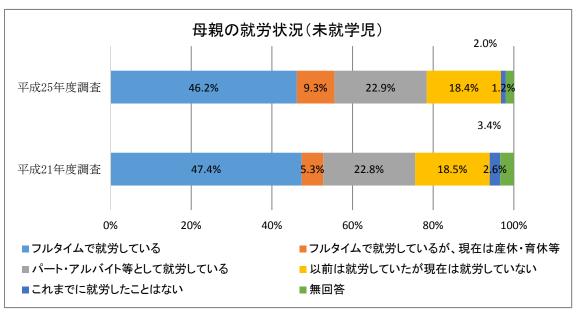
転出者は、平成23年度の930人をピークに減少していますが、転入者の数も同様の動きとなっており、人口増加の兆しが見えません。

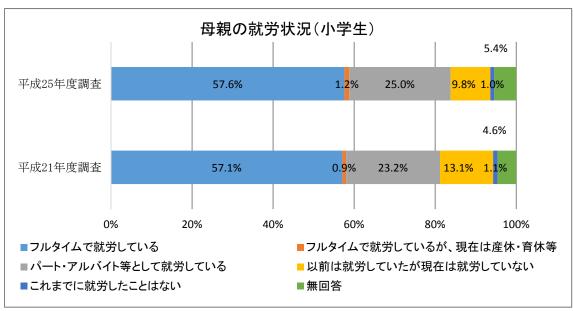


※平成22~25年度「北秋田市人口動態表」より

2 家庭や地域の動向

平成21年度と平成25年度のアンケート調査結果を比較すると、母親の就労割合(産休・育児休暇等を含む)は、未就学児では75.5%から78.4%へ、小学生では81.2%から83.8%へと増加しています。





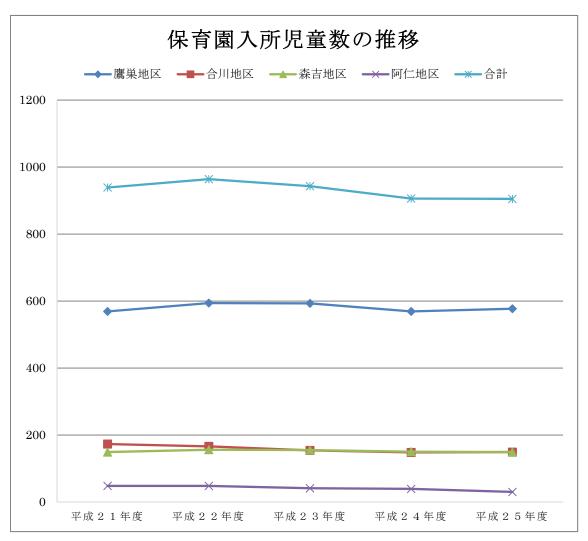
※「北秋田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」より

3 子どもの状況

(1)保育園入所児童数の推移

保育園入所児童数の推移をみると、全体では緩やかな減少傾向にありますが、鷹巣地区は、多少の変動がありながらもほぼ同じ人数を維持していることがわかります。

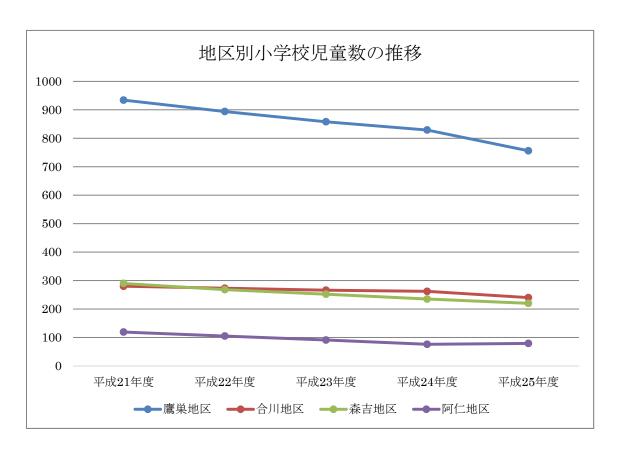
待機児童数については、これまでのところ0人で推移しています。

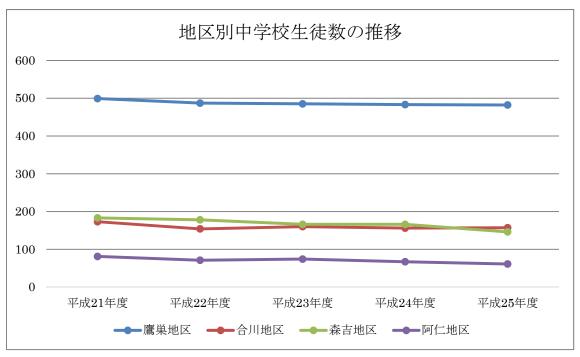


※ 北秋田市の保育所入所データ (3月末)

(2) 児童・生徒数の推移

小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向であり、特に鷹 巣地区の小学生の減少が目立ちます。全体に、北秋田市の少子化の傾向が現れているもの と言えます。





※ 北秋田市教育委員会の在学児童数データ(5月1日現在)

4 就学前教育・保育の状況

(1)保育園・幼稚園の状況

市内の保育園(認定こども園の保育所部分を含む)は11か所、定員数は986人となっています。平成26年4月1日現在の入所者数は825人で、市全体では定員を下回る状況となっていますが、鷹巣地区だけは定員を上回っています。幼稚園については、認定こども園の幼稚園部分の1か所のみで、定員50人に対し入所者数は27人で定員を大幅に下回っています。

地区	施設区分		か所数	定員		入所児童数	入所率
鷹巣地区	認定こども園		1か所	保育園	90	104	115.6%
				幼稚園	50	27	54.0%
	保育園	公立	2か所		160	160	100.0%
		私立	3か所		270	262	97.0%
	鷹巣地区保育園計 鷹巣地区幼稚園 鷹巣地区計				520	526	101.2%
					50	27	54.0%
					570	553	97.0%
合川地区	保育園	公立	1か所		170	142	83.5%
森吉地区	保育園	公立	2か所		220	124	56.4%
阿仁地区	保育園	公立	2か所		76	33	43.4%
合計					1,036	852	82.2%

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、鷹巣地区6か所、合川地区3か所、森吉地区3か所、阿仁地区2 か所で実施しています。

(2) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、児童養護施設「陽清学園」において、「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を実施しています。ここ数年間利用実績がありませんでしたが、 平成26年度に、ショートステイの利用がありました。

(3) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)は、認定こども園しゃろーむ、南鷹巣 保育園、あいかわ保育園および北秋田市子育てサポートハウス(わんぱぁく)で実施して います。

(4) 一時預かり等

一時預かり(一時保育)は、鷹巣地区では南鷹巣保育園と綴子保育園で、その他の地区では全ての公立保育園で実施しています。また、子育てサポートハウス「わんぱぁく」で 一時預かりを実施しています。

(5) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、全ての公立保育園と、子育てサポートハウス「わんぱぁく」で、病児・病後児・体調不良児の保育を実施しています。対象はO歳~おおむね1O歳未満の児童です。

第3章 基本的な考え方

当市では、「みんなで育てる北秋田市の子ども」を基本理念に、3つの基本的な視点を掲げ、次世代育成支援後期行動計画を推進してきました。この「基本理念」は、子ども・子育て支援法にもとづく「基本指針」にある、「社会の全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目標を共有し、子どもの育ち及び子育て支援に理解と関心を深め、各々の役割を果たすことが必要である」という考えと共通するものであり、「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」においてこの「基本理念」を踏襲すべきものであると考えます。

1. 基本理念

みんなで育てよう北秋田市の子ども・未来

2. 基本的な視点

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

すべての子どもが、生まれてきたことに喜びを感じ、人とのかかわわりの中で豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、長期的な視野に立った健全育成への取り組みと環境づくりを推進していきます。

(2) 地域社会全体での子育で支援

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、安心して子育てができ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体で子育てを支えていくことを目指します。

(3) 仕事と生活の調和の実現

市民一人ひとりが、仕事と子育て、家庭や地域生活などにおいて調和のとれた生き方が選択できる環境の整備に取り組みます。

3. 施策目標

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような6つの施策目標を定めます。

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、 自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境整備を進めます。また、子 どもたちが、大切な命を時代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意 義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係期間、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3)子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの早期発見による未然防止のために、相談・支援体制の充実を図ります。

(4)子育てを支援する牛活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現するため、子育てにやさしい生活環境の整備を目指すとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集まれる場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやすいよう保育サービスの充実をはかるため、成長段階に合わせ、一貫して子育て支援ができるよう関係機関との連携を密にします。

(5) 子育てと仕事の両立(ワークライフバランス)の支援

働きながら子育てをしている人たちのため、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいきます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会をめざし、国や秋田県とともに啓発活動を進めていきます。

(6) 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任を持って子育てができるよう、地域社会のあたたかい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるよう、人と人とのネットワークづくりを進めます。